

特集：労働基準法等の一部を改正する法律案要綱のポイント 2

労働時間規制の適用除外となる高度プロフェッショナル制度を創設

対象の労働者が労働時間規制の適用除外となる、高度プロフェッショナル制度の創設などを内容とする「労基法等の一部を改正する法律案要綱」が労働政策審議会の「おおむね妥当と考える」答申を受けた。特集では、答申を受けた法律案要綱のうち、労基法の改正のポイントについて解説する。

トピックス	◆ 4月1日に施行される主要法律 42 事業主にパートへの雇用管理改善措置の説明義務
好評連載	◆ 適法に行う!! 雇用戦略のポートフォリオ [24 / 最終回] 44 要員計画の作成方法、マンパワーの確保とレベルアップ 労務コンサルタント 布施直春
	◆ 職場トラブル解決のヒント! [10] 54 就業規則への記載ミスリスクは会社が負う? 弁護士 向井蘭
	◆ ビジネス書ベストセラー 今月の一冊 [58 / 最終回] 56 『こうして、思考は現実になる(2)』 ジャーナリスト 吉田典史
	◆ 全国ハローワーク探訪 [607] 60 「日本一」 親切的なハローワークをめざして 山形・長井公共職業安定所 佐藤康昌

ニュース	均等・均衡待遇の一層の確保求める(労政審が「短時間労働者対策基本方針(案)」を厚生労働大臣に答申) / 職場意識改善助成金を一部改正、新設(労政審が「労災保険法施行規則の一部改正省令案要綱」を厚生労働大臣に答申) / 「加重的負担」は事業活動への影響等を考慮(障害者に対する合理的配慮指針案と差別禁止指針案が答申される) / パスポートの預かりなどを禁止(外国人技能実習法案が衆議院に提出) / 今月の資料室 26 < Labor Radar vol.47 > 30
労務相談室	不祥事案を起こした従業員の減給制裁 / 欠勤ある場合の計算どうなる 58
編集後記 64